

第八十八号議案

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十二条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに」、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつに

改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第十二条の三第一項の地域移行等意向確認担当者が把握した当該利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十二条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者に」を「利用者及び当該利用者に」に改め、「担当者等」の下に「（第十二条の三第一項の地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、「情報通信機器」の下に「（以下「テレビ電話装置等」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十二条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第十二条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の担当者等により構成される協議

会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第十二条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十二条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第一項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第十七条第一項中「特別区及び市町村（以下「」及び「」という。）を削る。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第三十七条第一項中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければならない」とあるのは「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任し

なければならぬ」とあるのは「選任するよう努めなければならぬ」と、同条第二項中「報告しなければならぬ」とあるのは「報告するよう努めなければならぬ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十七号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令百七十七号）の改正に伴い、障害者の地域移行を推進するための取組に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。